

議案第 7 号

木古内町職員等住宅管理条例の一部を改正する条例制定について

木古内町職員等住宅管理条例（平成 1 5 年条例第 3 4 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 26 年 9 月 5 日 提出  
木古内町長 大森 伊佐緒

木古内町職員等住宅管理条例の一部を改正する条例

木古内町職員等住宅管理条例(平成15年条例第34号)の一部を次のように改正する。

別表中1の項及び2の項を削り、3の項を1の項とし、4の項から14の項までを2項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

13	平成2年	字木古内207-2074	4	4	72.90㎡	月 15,600円
14	平成3年	字木古内207-2071	1	1	72.90㎡	月 15,600円
15	平成4年	字木古内207-2071	1	1	89.03㎡	月 19,100円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に入居している者の住宅の使用料については、第7条第1項の規定にかかわらず、平成26年度については、従前の使用料(以下「旧使用料」という。)の額とするものとし、平成27年度の使用料については、新たに適用される使用料の額から旧使用料の額を控除して得た額の2分の1の額に旧使用料の額を加えて得た額とする。

議案第 8 号

重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例  
の一部を改正する条例制定について

重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を  
改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 26 年 9 月 5 日 提出  
木古内町長 大森 伊佐緒

重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「あつて」を「あつて」に改め、「生活保護法」の次に「（昭和25年法律第144号）」を加え、同項第2号中「父子家庭であつてひとり親家庭の母に準ずる男子をいう」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、生活保護法による保護を受けていない者のうち、前号ア又はイのいずれかに該当する者であること」に改め、同項第3号中「あつて」を「あつて」に改める。

第3条第1号中「（昭和25年法律第144号）」を削る。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

議案第 9 号

木古内町観光交流センター建設工事（建築主体）請負契約の締結について

木古内町観光交流センター建設工事（建築主体）について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 11 号）第 2 条の規定に基づき、下記のとおり工事請負契約を締結するため、議会の議決を求める。

平成 26 年 9 月 5 日提出  
木古内町長 大森 伊佐緒

記

- |           |                        |
|-----------|------------------------|
| 1. 工事名    | 木古内町観光交流センター建設工事（建築主体） |
| 2. 工事場所   | 上磯郡木古内町字本町 地内          |
| 3. 請負契約金額 | 289,440,000 円          |
| 4. 契約の相手方 | 茂泉・高木・川瀬 経常建設共同企業体     |
| 5. 契約の方法  | 指名競争入札                 |

議案第 10 号

町道南北線改修工事（その 3）請負契約の締結について

町道南北線改修工事（その 3）について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 11 号）第 2 条の規定に基づき、下記のとおり工事請負契約を締結するため、議会の議決を求める。

平成 26 年 9 月 5 日 提出  
木古内町長 大森 伊佐緒

記

- |           |                 |
|-----------|-----------------|
| 1. 工事名    | 町道南北線改修工事（その 3） |
| 2. 工事場所   | 上磯郡木古内町字本町 地内   |
| 3. 請負契約金額 | 60,480,000 円    |
| 4. 契約の相手方 | 澤田・平澤 経常建設共同企業体 |
| 5. 契約の方法  | 指名競争入札          |

議案第 11 号

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更するため、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

平成 26 年 9 月 5 日 提出  
木古内町長 大森 伊佐緒

## 北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合格約(昭和32年1月23日32地第175号指令許可)の一部を次のように変更する。

別表(根室)の項中「中標津外2町葬斎組合」を「中標津町外2町葬斎組合 根室北部廃棄物処理広域連合」に改める。

### 附 則

この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

同意案第 1 号

木古内町教育委員会委員の任命について

木古内町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

記

住 所 木古内町字札苅 1 2 2 番地 4

氏 名 工 藤 嗣 美  
く どう つぐ み

生年月日 昭和 3 2 年 1 1 月 2 2 日

平成 26 年 9 月 5 日 提出  
木古内町長 大森 伊佐緒

資料	3
----	---

区分	同意案第1号
氏名	工藤 嗣美
生年月日	昭和32年11月22日(満56歳)
住所	木古内町字札苅122番地4
職業	会社役員
所属政党	なし
主 な 経 歴 等	<p>(学歴) 昭和51年3月 北海道木古内高等学校卒業</p> <p>(職歴) 昭和51年4月 家業(工藤商店)手伝い 昭和55年4月 千葉県警察警備部外事課勤務 平成3年3月 千葉県警察警備部外事課退職 平成3年4月 安田火災海上保険函館支社勤務 平成6年3月 安田火災海上保険函館支社退社 平成6年4月 ツグミ総合保険開設 平成13年3月 有限会社ツグミ総合保険代表取締役 に就任 平成18年10月 木古内町教育委員会委員 平成22年10月 木古内町教育委員会委員長職務代理者</p> <p>現在に至る</p> <p>(賞罰) なし</p>

同意案第 2 号

木古内町固定資産評価審査委員会委員の選任について

木古内町固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 423 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

記

住 所 木古内町字新道 8 6 番地 1 5

氏 名 かき ざき みつ のり  
蠣 崎 光 憲

生年月日 昭和 2 1 年 7 月 2 7 日

平成 26 年 9 月 5 日 提出  
木古内町長 大森 伊佐緒

資 料	4
-----	---

区 分	同意案第2号
氏 名	かき ぎき みつ のり 蠣 崎 光 憲
生年月日	昭和21年7月27日(満68歳)
住 所	木古内町字新道86番地15
職 業	無 職
所属政党	な し
主 な 経 歴 等	<p>(学歴) 昭和40年3月 北海道江差高等学校卒業</p> <p>(職歴) 昭和41年2月 郵政省入省 湯ノ里郵便局勤務 昭和61年4月 郵政省 知内郵便局勤務 平成 2年4月 郵政省 鹿部郵便局勤務 平成 4年7月 郵政省 木古内郵便局副局長 平成 7年6月 郵政省 黒岩郵便局長 平成12年6月 郵政省 木古内郵便局長 平成22年3月 郵便局株式会社木古内郵便局定年退職</p> <p>(賞罰) なし</p>

報告第 1 号

健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、平成 26 年度に算定したそれぞれの比率について、別紙のとおり報告する。

平成 26 年 9 月 5 日 提出  
木古内町長 大森 伊佐緒

## 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	7.5	64.7
(15.00)	(20.00)	(25.0)	(350.0)

※ ( ) は早期健全化基準。

## 資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	備考
水道事業会計	—	経営健全化基準 20.0%
国民健康保険病院事業会計	—	
介護老人保健施設事業会計	—	
下水道事業特別会計	—	